

2/29
五

介護従事者の処遇改善

厚労省調査

いえす。

自公政権の介護報酬

抑制が介護従事者の処遇改善の最大の足かせとなっていることが厚生労働省の調査でも明らかになっています。

介護従事者を育む社会保障分野の賃上げを「最優先」(岸田首相)というなら、介護報酬の抜本引き上げこそ必要です。

厚労省が24日発表した調査結果によると、2021年9月時点の介護施設に勤める職員の平均月給は常勤の介護職員で31万5,640円でした。前年より7,380円増えたものの、賃上げしたと回答した事業所は全体の49・7%。1年内に引

き上げる予定だと回答

した事業所と合わせても6割にとどまります。少なくない事業所が賃上げに踏み切れています。

給与水準は、依然として全産業平均(20年)は月額35万2,000円)を大きく下回っています。

賃上げしなかった事業所にその理由を尋ねた問い合わせでは、最

多の「経営が安定しないため」(57%)と並んで「介護報酬の収入が減少したため」(36・

2%)が挙げられています。支出が収入を上回ったと回答した事業所も15・6%に上ります。

報酬抑制が足かせに

介護報酬は2000～21年の間に7回改定されていますが、そのうち4回はマイナス改定(実質減)です。なかでも安倍晋三政権が15年度に過去最大の実質4・48%の引き下げを強行したことが、介護事業所の経営に深刻な打撃を与えた新型コロナウイルス危機をいつそう深刻にしていました。

今回の厚労省の調査では、新型コロナの影響で利用控えが起き利用者が減ったと回答した事業者は31・7%になりました。なかでも通所介護事業所と通所リハビリテーション事業所では5割を超えて

介護報酬は2000～21年の間に7回改定されていますが、そのうち4回はマイナス改定(実質減)です。なかでも安倍晋三政権

が15年度に過去最大の実質4・48%の引き下げを強行したことが、介護事業所の経営に深刻な打撃を与えた新型コロナウイルス危機をいつそう深刻にしていました。

賃上げした事業所を経営主体別にみると、社会福祉協議会と社

会福祉法人では5割台平ば、医療法人では約7割が賃上げする

一方、常利法人では約4割にとどまりまし

ます。